

令和2年度 第1回北見市交通安全指導員協議会議事録

日時：令和2年10月27日（木） 午後2時30分

場所：北見交通安全研修センター 2階研修室

○出席者 7名（3名欠席）

今野支部長、根本支部長、遠藤副支部長、村田副支部長、亀田副支部長、高橋副支部長、幅崎副支部長

○事務局 6名

井上市民環境部次長、大越市民生活課長、松井交通安全係長、佐々木市民活動係長（端）、水野市民活動係長（常）、佐藤市民活動係長（留）

○次第

1 開 会

2 報告事項

（1）北見市交通安全指導員協議会の設置について

3 協議事項

（1）会長及び副会長の選任について

（2）令和2年度事業計画について

（3）北海道交通安全指導員連絡協議会の加入方法について

（4）その他

4 閉 会

| 項目 | 担当 | 内容 |
|-------------------|-------------|--|
| 1 開会 | 事務局 (次長) | <p>只今より令和2年度 第1回北見市交通安全指導員協議会を開催させていただきます。</p> <p>市民環境部次長の井上と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、ご多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>交通安全指導員の皆様におかれましては、日頃より地域の交通安全のためにご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>今年の4月1日に交通安全指導員の設置に係る条例を改正し、北見市交通安全指導員協議会という行政の附属機関という形になりまして、本日が初めての会議となります。</p> <p>本来であればもっと早い時期に開催しなければならないところでしたが、コロナウイルスの影響などもありまして、この時期になりましたことをご詫言申し上げます。</p> <p>本日が初回の会議となりますことから、会長の選出までの間、進行役を務めさせていただきます。</p> <p>それでは事務局より諸般の報告をさせていただきます。</p> |
| 2- (1) 協議会の設置について | 事務局 (係長) | <p>この会議の構成は、北見市交通安全指導員協議会設置条例施行規則第5条の規定により、会長、副会長、支部長、副支部長の職務を行う指導員となっております。</p> <p>構成員10名のうち、只今の出席者は7名でございます。</p> <p>北見市交通安全指導員協議会設置条例第5条第2項の規定に基づき、過半数の出席がありますことから、本日の会議が成立していることをご報告いたします。</p> |
| | 事務局 (次長) | <p>続きまして、報告事項(1)、北見市交通安全指導員協議会の設置について入らせていただきます。</p> <p>事務局からご説明いたします。</p> |
| | 事務局 (課長) | <p>市民生活課長の大越です。</p> <p>先ほど次長からお話がありましてとおり、令和2年4月1日付けで「北見市交通安全指導員設置条例」を改正し、「北見市交通安全指導員協議会設置条例」に改め、交通安全指導員の皆様は、「北見市交通安全指導員協議会」という行政の附属機関に属する非常勤の公務員として2年間の任期で市長から委嘱をさせていただきますという形といたしました。</p> <p>お手元の資料5ページ「設置条例」をご覧ください。</p> <p>条例第2条において、この協議会は119人以内の交通安全指導員により組</p> |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| | | <p>織するものとされており、北見市の交通安全指導員全員で構成される機関でございます。</p> <p>同じく第2条の第5項で、自治区ごとにこの協議会の支部を置くこととしておりますが、各自治区に任意団体として合併前から続く指導員会があり、それぞれに規約を定めて会長・副会長を選出して活動されていることから、協議会の役員を新たに選出するのではなく、各指導員会の会長を協議会の支部長、副会長を協議会の副会長に充てるものとし、各指導員会に属する指導員が自動的にそれぞれの支部に属するものとして整理させていただいたところです。</p> <p>この協議会の会議は指導員の全員が一堂に会するものではなく、会長、副会長、支部長、副支部長が出席するものとしていることから、本日この会議を開催させていただいた次第であります。</p> <p>なお、今後は毎年2回程度の会議開催を予定しておりますが、遠方からお集まりいただくのはご負担となりますので、本日と同様に地区指連役員会と同日の開催とする、または内容によっては書面開催とさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>この協議会の設置をもって各自治区ごとの指導員会を廃止するものではなく、指導員相互の交流と親睦のための任意団体として引き続き活動し、日頃の交通安全指導員の活動は、今後も自治区ごとに地域の事情に応じたきめ細やかな事業展開を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 3- (1) 会長及び副会長の選任について | <p>事務局 (次長)</p> <p>事務局 (課長)</p> | <p>ここまででご質問はありますでしょうか。 なければ次へまいります。</p> <p>3協議事項(1) 会長及び副会長の選任について 事務局からご説明いたします。</p> <p>資料5ページ「設置条例」の第2条をご覧ください。 第2項 協議会に会長及び副会長を置き、第6項の支部長の互選により選任する。 となっております。</p> <p>従いまして、北見支部長 ^{いまの}今野さん、端野支部長 ^{かのうち}鹿野内さん、常呂支部長 ^{ねもと}根本さん、留辺蘂支部長 ^{あまの}天野さんの4名から、互選により1名を本協議会の会長として選任いただき、他3名の支部長を本協議会の副会長として選任いただくこととなります。</p> <p>任期は交通安全指導員の任期と同じく、令和4年3月31日までとなります。</p> |
| | 事務局 (次長) | <p>会長1名、副会長3名について、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。</p> |

| | | |
|------------------------------------|-------------|---|
| | 事務局 (課長) | <p>それでは、会長及び副会長の推薦案を提案させていただきます。 お手元の資料1ページをご覧ください。</p> <p>会長には北見支部長の^{いまの}今野さん、副会長には端野支部長の^{かのうち}鹿野内さん、常呂支部長の^{ねもと}根本さん、留辺蘂支部長の^{あまの}天野さんの3名を提案させていただきます。</p> |
| | 事務局 (次長) | <p>只今事務局から提案させていただきましたが、提案通り決定してよろしいでしょうか。</p> <p>ご異議がなければ、拍手にてご承認願います。</p> <p>(拍手にて承認)</p> <p>ご異議がないようですので、事務局案のとおり会長には^{いまの}今野さん、副会長には^{かのうち}鹿野内さん、^{ねもと}根本さん、^{あまの}天野さんに決定いたします。</p> <p>また、^{いまの}今野会長にはこの先の司会進行をお願いいたします。</p> |
| 3- (2) 令和2年度事業計画 | 会長 | <p>(挨拶)</p> <p>それでは、これより私が進めてまいります。</p> <p>(2) 令和2年度事業計画について 事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 3- (3) 北海道交通安全指導員連絡協議会の加入方法について | 事務局 (課長) | <p>お手元の資料2ページをご覧ください。 (以下説明)</p> <p>ご質問はありますでしょうか。 提案通り決定してよろしいでしょうか。 よろしければ拍手にてご承認願います。</p> <p>(拍手にて承認)</p> <p>続きまして、</p> <p>(3) 北海道交通安全指導員連絡協議会の加入方法について 事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>お手元の資料3ページをご覧ください。 北海道交通安全指導員連絡協議会、以下道交指連と申しますが、平成18年の合併前の各指導員会会長の話し合いにより、合併前の1市3町の指導員会はそれぞれ独立して存続するものとされたこと伺っております。</p> <p>道交指連の加入につきましても、自治区ごとの指導員会がそれぞれで加入するという形で現在に至っております。</p> <p>ブロックごとに副会長を出すこととなっております、現在オホーツクの代表として北見の今野会長に道交指連の副会長を務めていただいております。</p> <p>会費につきましては資料の通り、人口規模に応じて定められておりまして、北</p> |

| | | |
|--|-----------|---|
| | <p>会長</p> | <p>見が年額2万円、端野・常呂・留辺蘂が年額4千円、合計年額3万2千円を北見市の予算から支払っております。</p> <p>今までは各自治区の指導員会の上は訓子府町・置戸町を含めた地区指連ということで、北見市の指導員だけを包括する組織がない中でこのような形を続けてまいりましたが、この度条例を改正しこの協議会を設置したことから、北見市の協議会という1つの機関として道交指連に加入するというのも可能になったところではあります。</p> <p>道交指連の事務局に確認いたしましたところ、合併市町村の加入は新市町村単位、旧市町村単位どちらでも構わないとのことで、規約を見ましても、いずれでも対応可能な形となっておりますが、21市町村のうち旧市町村単位で加入しているのが北見市を含め4市町村と、大半が新市町村単位で加入している状況となっております。</p> <p>つきましては、来年度令和3年度からの道交指連への加入を、北見市交通安全指導員協議会に一本化することを提案させていただきます。</p> <p>道交指連からの各種通知や啓発資材などは今まで本庁市民生活課と各総合支所の市民環境課に来ておりますが、一本化の後は本庁市民生活課のみに来る形となりますので、都度すみやかに各総合支所へ連絡し、各指導員会へ伝達することとなります。振興局や道庁本庁からの連絡事項は既にそういう形になっておりますので、道交指連についても同様になるものであります。</p> <p>日頃の事業は引き続き自治区ごとに企画して行っておりますので、指導員の皆様の活動への直接的な影響はないものと考えております。</p> <p>会費につきましては、北見市全体の人口が9月末現在で115,641人ですので、10万人以上20万人未満で5口×4千円＝年額2万円となりまして、引き続き北見市の予算から支出してまいります。</p> <p>ご質問はありますでしょうか。</p> <p>提案通り決定してよろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ拍手にてご承認願います。</p> <p>(拍手にて承認)</p> <p>(4) その他について、何かございますか。</p> <p>なければ、以上をもちまして令和2年度第1回北見市交通安全指導員協議会を閉会いたします。</p> |
|--|-----------|---|